

兵庫県公報

平成29年5月23日 火曜日 第2902号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成26年兵庫県告示第1093号（漁業災害補償法の規定による地先水面を分けて定める一定の区域の設定）の一部改正（水産課）	1
○ 保安林の指定の解除予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	7
○ 施設使用料の徴収事務の委託（県立考古博物館）	7
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 入札公告（管理課）	11
○ 同 上（同）	13
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	16
但馬海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	16

告 示

兵庫県告示第562号

平成26年兵庫県告示第1093号（漁業災害補償法の規定による地先水面を分けて定める一定の区域の設定）の一部を次のように改正する。

平成29年5月23日

兵庫県知事 井戸敏三

法第114条第3号に掲げる漁業中

「 小割式3年魚たい但馬加入区 区第701号漁業権漁場の区域」
を

「 小割式3年魚たい但馬加入区 区第701号漁業権漁場の区域
小割式さけ・ます養殖業
(加入区の名称) (区 域)
小割式さけ・ます家島第1加入区 区第301号漁業権漁場の区域

小割式さけ・ます家島第2加入区	区第302号漁業権漁場の区域
小割式さけ・ます家島第3加入区	区第303号漁業権漁場の区域
小割式さけ・ます家島第4加入区	区第304号漁業権漁場の区域
小割式さけ・ます家島第5加入区	区第305号漁業権漁場の区域
小割式さけ・ます家島第6加入区	区第306号漁業権漁場の区域
小割式さけ・ます家島第7加入区	区第307号漁業権漁場の区域
小割式さけ・ます家島第8加入区	区第308号漁業権漁場の区域
小割式さけ・ます家島第9加入区	区第309号漁業権漁場の区域
小割式さけ・ます家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
小割式さけ・ます由良加入区	区第310号漁業権漁場の区域
小割式さけ・ます南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
小割式さけ・ます南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
小割式さけ・ます南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
小割式さけ・ます但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域

に改める。



兵庫県告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
養父市大屋町明延字大銅321の13、321の14
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため



兵庫県告示第564号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市千種町七野字寺ノ前340の14、340の38、字宮ノ前144の23、144の36、144の57、144の59、144の70
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第565号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
伊丹市端原4丁目1番地
所長 渡 邊 齊
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
伊丹市端原4丁目1番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	66号 電気めつき施設	
能	力	4 m ³ /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	5～7	5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0.1未満	5
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0.1未満	5
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	12	15
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1未満	4
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	0.5未満	6
	砒 素 及 び 其 の 化 合 物 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.1未満	1
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.1未満	12
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物	0.1未満	4	

	及び硝酸化合物 (単位 mg/L)		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.6未満	0.6未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		4	4

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年 5月23日から同年 6月13日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第566号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（TS測量、平板測量及びデジタルマッピング（地図情報レベル500-道路縁内、地図情報レベル2500-道路以外））
- (2) 作業期間
平成29年 4月24日から平成30年 3月30日まで
- (3) 作業地域
西宮市全域
- 2 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- (2) 作業期間
平成29年 5月 9日から同月31日まで
- (3) 作業地域
西宮市甲子園六番町26番2地先



兵庫県告示第567号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福崎町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（既成図数値化）
- 2 作業期間
平成29年 3月22日から平成30年 3月23日まで
- 3 作業地域
福崎町の一部



兵庫県告示第568号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、明石市住吉3丁目土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年4月10日から同年5月15日まで
- 3 作業地域
明石市魚住町住吉三丁目地内



兵庫県告示第569号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、法務省神戸地方方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間
平成28年11月8日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域
明石市朝霧南町一丁目、朝霧南町二丁目（平成23年に土地区画整理による換地処分が実施された区域を除く。）、朝霧南町三丁目及び朝霧東町三丁目地内



兵庫県告示第570号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年12月15日から平成29年3月23日まで
- 3 作業地域
豊岡市出石町奥山、但東町畑山及び但東町小坂地内



兵庫県告示第571号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（地籍調査（官民境界等先行調査）による復元測量・確定測量等）
- (2) 作業期間
平成28年7月1日から平成29年3月31日まで
- (3) 作業地域
西宮市甲子園口1丁目及び戸崎町の一部
- 2 (1) 作業種類
公共測量（確定測量）
- (2) 作業期間
平成28年7月1日から平成29年3月31日まで

- (3) 作業地域
西宮市深津町の一部及び戸崎町の一部
- 3 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- (2) 作業期間
平成29年1月23日から同年4月20日まで
- (3) 作業地域
西宮市高木東町87番1
- 4 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- (2) 作業期間
平成29年2月15日から同年4月19日まで
- (3) 作業地域
西宮市小松南町一丁目192番2地先



兵庫県告示第572号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、伊丹市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年5月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影、写真地図及び数値地形図作成（地図情報レベル2500））
- 2 作業期間
平成28年10月7日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域
伊丹市全域



兵庫県告示第573号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年5月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成28年12月6日から平成29年3月24日まで
- 3 作業地域
三木市志染町戸田字十力及び字中尾地内



兵庫県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年5月23日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年5月23日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月23日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 福良江井岩屋線	淡路市斗ノ内字曾川5番4から 同 市浅野南字杭ヶ脇210番3まで	旧	7.0から 11.0まで	31.0	
		新	8.0から 11.0まで	31.0	
	淡路市斗ノ内字沖地1705番から 同 市斗ノ内字沖地1705番まで	旧	13.0から 14.0まで	45.0	
		新	13.0から 15.0まで	45.0	



兵庫県告示第575号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成29年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社共進ビルド

代表者の氏名 路 次 徹

住所 大阪市西区西本町2-1-41 インテリンクス西本町ビル

- 2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) 神戸市栄町通ホテル

所在地 神戸市中央区栄町通3丁目1番2ほか

- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

縦覧期間 平成29年5月23日から同年6月5日まで

- 4 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成29年5月23日から同年6月5日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第576号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県立考古博物館の使用料の徴収事務を、株式会社ザ・アール大阪支店に次のとおり委託した。

平成29年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称

考古博物館使用料

- 2 委託した事務の範囲

- 兵庫県立考古博物館の観覧料の徴収
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
 大阪市中央区久太郎町3丁目6-8
 株式会社ザ・アール大阪支店
 執行役員 大阪支店・名古屋支店統括 中 上 よし子
- 4 委託年月日
 平成29年4月1日
- 5 徴収の方法
 株式会社ザ・アール大阪支店は、観覧料を受領したときは、観覧料を納めた者に対し、観覧券又は領収書を交付するものとする。
 なお、徴収の方法については、兵庫県立考古博物館の観覧料に係る徴収事務委託契約書による。

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 太子南ショッピングタウン
 所在地 揖保郡太子町蓮常寺字豆田281-2
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加 栗 章 男 |
| ウエルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 | 水 野 秀 晴 |
| 株式会社うかいや | 揖保郡太子町東出262番地の1 | 朝 生 美 徳 |
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- | 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加 栗 章 男 |
| ウエルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 | 水 野 秀 晴 |
| 株式会社うかいや | 揖保郡太子町東出262番地の1 | 朝 生 大 吉 |
- イ 変更後
- | 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加 栗 章 男 |
| ウエルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 | 水 野 秀 晴 |
| 株式会社うかいや | 揖保郡太子町東出262番地の1 | 朝 生 美 徳 |
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- | 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加 栗 章 男 |
| タキヤ株式会社 | 尼崎市北大物町16番7号 | 石 井 和 正 |
| 株式会社うかいや | 揖保郡太子町東出262番地の1 | 朝 生 大 吉 |
- イ 変更後
- | 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|
| | | |

マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目 3 番52号	加 栗 章 男
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目 2 番15号	水 野 秀 晴
株式会社うかいや	揖保郡太子町東出262番地の 1	朝 生 美 徳

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前 7 時	翌午前 0 時
タキヤ株式会社	午前 7 時	翌午前 0 時
株式会社うかいや	午前10時	午後10時

イ 変更後

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前 7 時	翌午前 0 時
ウエルシア薬局株式会社	午前 7 時	翌午前 0 時
株式会社うかいや	午前 9 時	翌午前 0 時

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成28年 6 月11日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成28年 6 月11日ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
平成29年 4 月28日

5 届出年月日

平成29年 4 月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 2 課
- (2) 縦覧期間
平成29年 5 月23日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成29年 9 月25日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 5 月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市伊保三丁目602番、760番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市平岡町新在家471番地の1
 株式会社みなと住建 代表取締役 田 中 健 一
 3 許可年月日及び許可番号
 平成28年12月9日
 兵庫県指令東播（加土）（建）第1-25号（28高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡一丁目16番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古郡播磨町野添1699番地の1
有限会社ハンエイ 取締役 大 野 研 一
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年 3月10日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-34号（28稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市寿町 5番13
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市城東町京口台14番地
株式会社ウィステリア 代表取締役 藤 定 英 之
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年 3月31日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-43号（28赤穂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
豊岡市日高町松岡字ウタウ塚88番、99番1、100番2の一部、102番4の一部、102番7の一部、99番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇 野 正 晃
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年 5月9日
兵庫県指令但馬（豊土）（建）第1-2-2号（28豊岡）

入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年 5月23日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
建設雪寒機械（ロータリー除雪車2.6m級） 1台
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
平成29年12月28日（木）
- (4) 納入場所
但馬県民局新温泉土木事務所（美方郡新温泉町芦屋522—4）
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 渡邊

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成29年 5月23日（火）から同年 6月 6日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成29年 7月 3日（月）午前11時 兵庫県庁西館 1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成29年 6月30日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

- 平成29年5月23日（火）午前9時から同年6月6日（火）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- イ 入札の日時
平成29年6月26日（月）午後5時から同年7月3日（月）午前11時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成29年5月24日（水）から同年6月19日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成29年5月24日（水）から同年6月6日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、同年6月6日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成29年6月26日（月）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年6月29日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成29年7月18日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
1 Rotary snow removers (vehicle, 2.6 meters)
- (3) Delivery period: December 28, 2017
- (4) Delivery place:
Shinonsen Public Works Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 June 6, 2017
- (6) Deadline for tender:
11:00 July 3, 2017 by direct delivery, electronic bidding system
17:00 June 30, 2017 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Watanabe, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4936



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年 5月23日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
県立特別支援学校大型スクールバス 5台
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
平成30年3月30日（金）
- (4) 納入場所
兵庫県立阪神特別支援学校（西宮市田近野町11-7） 3台
兵庫県立こやの里特別支援学校（伊丹市瑞ヶ丘2-3-2） 1台
兵庫県立いなみ野特別支援学校（加古郡稲美町国安1284-1） 1台
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入札管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出入札管理課 担当 渡邊

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成29年5月23日（火）から同年6月6日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成29年7月3日（月）午後3時 兵庫県庁西館1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成29年6月30日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成29年5月23日（火）午前9時から同年6月6日（火）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成29年6月26日（月）午後5時から同年7月3日（月）午後3時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成29年5月24日（水）から同年6月19日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成29年5月24日（水）から同年6月6日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、同年6月6日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成29年6月26日(月)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年6月29日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成29年7月18日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
Large-sized school buses 5 vehicle
- (3) Delivery period: March 30, 2018
- (4) Delivery place:
Hanshin school for students and children with special needs
Koyanosato school for students and children with special needs
Inamino school for students and children with special needs
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 June 6, 2017
- (6) Deadline for tender:
15:00 July 3, 2017 by direct delivery, electronic bidding system
17:00 June 30, 2017 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Watanabe, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4936

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年 5月23日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

表丹波市の項中

「

丹波市氷上保健センター	丹波市氷上町常楽211
丹波市立交流会館かどの郷	丹波市氷上町上新庄445-4

」

を

「

丹波市氷上保健センター	丹波市氷上町常楽211
-------------	-------------

」

に改める。

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるべにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。

平成29年 5月23日

但馬海区漁業調整委員会
会長 川越一男

- 1 指示番号
但馬海区漁業調整委員会指示第68号
- 2 指示事項

北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、平成29年6月1日から同月30日までの間、ベにずわいがにかご漁業を営んではならない。

3 指示の有効期間

平成29年5月23日から同年6月30日まで